

令和7年度とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和7年度とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度とちぎの食と農業アクションプロジェクト県民参加促進業務

2 業務の目的・概要

本事業は、本県の食と農業に対する県民の理解深化や応援行動の促進に向けた県民参加型運動「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）の展開に向け、プロジェクトへの県民の参加意欲を高めることを目的としたコンテストの開催やメディアプラットフォーム「note」を活用した情報発信について、効果的・効率的な方法を提案し、実施するものとする。

3 委託期間

契約日から令和8（2026）年3月13日（金）までとする。

4 委託金額

2,856,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 業務内容

（1）各種コンテストの開催

- ・県産農産物や栃木県の農業の魅力、地産地消の理解促進、生産・加工・流通・消費の各関係者の相互理解に資するストーリー等のPRのため、SNS等を活用した募集により、表1に掲げるコンテストを実施すること。また、乙からの提案に基づく甲乙協議により、表1に掲げた以外のコンテストを実施することができるものとする。
- ・コンテストは、最優秀賞、優秀賞などの入賞枠を設けるとともに、参加意欲が高まるよう、賞品を手配するなど工夫すること。
- ・コンテストは、特に県内在住の高校生や大学生などの若い世代参加の参加を促すため、コンテスト実施に係る周知や作品の募集方法を工夫すること。なお、コンテスト周知に係る費用は、委託金額から支出するとともに、作成したチラシ等は成果物として甲に納品すること。
- ・コンテストの実施期限は令和8（2026）年2月末までとする。
- ・応募要件、募集期間などの具体的な開催方式は、乙からの提案等に基づき、甲乙協議の上、決定すること。
- ・乙は、募集に関する事務局を務め、甲乙協議の上で審査方法を決定した上で審査を行い、入賞作品を決定すること。また、参加者からの問い合わせに対応すること。
- ・募集した作品のうち入賞作品については、プロジェクトや甲の実施する事業等で活用できる仕組みとすること。また、活用に当たりトラブルを回避するため、甲への権利の帰属及び栃木県との関連性の明確化を、作品の応募要件に加えること。

- ・応募件数等について、甲乙協議で報告時期などを定めた上で、応募状況を甲に報告するとともに、最終結果を取りまとめること。

【表 1】

No.	コンテストの種類	想定する活用例	備考
1	地産地消レシピ&フォトコンテスト	・各種イベント等でのレシピの活用 ・HP、SNS等での県産農産物のPR	・募集するレシピテーマは甲乙協議で決定することとする。
2	とちぎの農業魅力発信ショート動画	・各種イベント等での動画の放映 ・HP、SNS等での県産農産物等のPR	・募集の具体的テーマは甲乙協議で決定することとする。

(2) メディアプラットフォーム「note」を活用した情報発信

ア 「note」の開設・運営

- ・プロジェクトに係る情報を発信するため、甲が所有するメールアドレスを用いて「note」公式アカウントを開設、運営すること。
- ・開設アカウント名、プロフィール画像、紹介文は甲乙と協議の上で設定すること。
- ・ログイン情報（ID・パスワード）は甲が管理し、乙はこれを借用して運用すること。
- ・基本操作、投稿手順、トラブル対応方法等を記した運営マニュアルを作成すること。
- ・記事の投稿に当たっては、プロジェクトに対するユーザーの共感を得る又は興味関心を喚起するような内容とし、月1～2回の投稿を目標とすること。なお、投稿する記事については、事前に甲の了解を得ること。
- ・記事の投稿に当たっては、甲の指定する#を付与すること。また、よりユーザーの興味関心を喚起する#について、乙は甲に提案できることとする。
- ・記事に対するユーザーからのコメントへは返信しないこととし、その旨を記事の最後に附す等してユーザーに周知すること。
- ・投稿記事の作成に必要な記者の確保（記者の選定、記事の著作権等に係る調整、執筆料及び取材に係る経費の支払い）は、乙が行うこと。
- ・投稿記事の作成に必要な取材（協力者の選定、協力者等の肖像権、著作権等に係る調整、配信媒体の同意を含む一切の調整及び許可等の諸手続等）は、乙が行うこと。なお、取材先は、甲の指定または乙の提案に基づく甲乙協議により決定することとする。
- ・投稿した記事について、「いいね」の数等から、どのような要素が投稿のエンゲージメントに影響を与えているのかを分析し、その結果を基に、よりユーザーの関心を引き、アカウント閲覧者からの反応が期待できる内容となるように工夫すること。
- ・「note」のマガジン機能を活用し、ユーザーの定期的な閲覧の促進や、利便性向上に資するレイアウトの工夫をすること。なお、マガジンの項目については、乙の提案に基づく甲乙協議で決定することとする。

イ 「note」の保守管理

- ・アカウントのトップページ画像は、プロジェクトイメージや季節等に合わせたデザインに適宜変更すること。
- ・スマートフォン、タブレット及びP Cによる動作確認について、一般的な通信回線速度環境等を十分に考慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるように確認すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android端末等において支障なく表示されることを確認すること。P Cについては、一般的な性能を有する端末において支障なく表示されることを確認すること。

6 業務中間報告の実施

- (1) 乙は、本業務の遂行状況を取りまとめた業務中間報告書を令和8（2026）年1月末までに作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、作成した業務中間報告書により、甲に対して業務の進捗を報告すること。なお、業務中間報告書の作成等に当たっては、事前に内容について協議すること。

7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 成果物等

- ・ 乙は、成果物等について表2のとおり甲に提出すること。
- ・ 電子データは、原則としてMicrosoft社のWord、Excel、PowerPointで扱える形式とすること。
- ・ 提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定すること。

【表2】

成果物等	内 容	形式等	提出期限
実施計画書	企画提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	紙1部及び電子データ	契約締結後10日以内
業務中間報告書	本業務の遂行状況及び報告にまでの実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	令和8（2026）年1月末日
実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	令和8（2026）年3月13日まで

議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	随時
業務で作成した物品・記録等	5の(1)～(2)による物品・記録等 一式 なお、納品するときは、納品書を付して行わなければならない。 【留意事項】 ・「note」運営記録として、記事一覧（タイトル、公開日、URL）はエクセル等で管理すること。 ・使用した画像、動画、バナー素材はフォルダに整理し、保存すること。 ・アクセス解析（閲覧数、コメント数など）は月次で記録、管理すること。 ・投稿スケジュール、企画書、構成案などの運営資料も成果物として整理すること。		

10 委託料の支払

全ての業務完了後、精算払とする。

11 留意事項

- (1) 事業の成果及び制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 業務で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者、出演者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (4) 乙が業務を行うために、取材等により撮影したクリエイティブがある場合、甲乙協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議により、業務を進めるものとする。